

令 和 5 年

総務産経常任委員会会議録

令和 5 年 3 月 8 日

田 上 町 議 会

令和5年第2回定例会
総務産経常任委員会会議録

1 場 所

大会議室

2 開 会

令和5年3月8日 午前9時

3 出席委員

4番	藤田直一君	9番	椿一春君
5番	渡邊勝衛君	13番	関根一義君
6番	小嶋謙一君	14番	高橋秀昌君
8番	今井幸代君		

4 委員外出席議員

なし

5 欠席委員

なし

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町長	佐野恒雄	産業振興課長	近藤拓哉
副町長	吉澤深雪	総務課長補佐	中野貴行
総務課長	鈴木和弘	総務課副参事	渡辺聰
政策推進室長	堀内誠	農林係長	長谷川暁
地域整備課長	宮嶋敏明		

7 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	渡辺明
書記	板屋越 麻衣子

8 傍聴人

三條新聞社 議會議員 中野和美 議會議員 品田政敏
議會議員 森山晴理

9 本日の会議に付した事件

承認第2号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について
議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議案第 3 号 田上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第 4 号 田上町行政不服審査会条例の一部改正について
- 議案第 5 号 田上町選挙公報発行条例の一部改正について
- 議案第 9 号 田上町道路線の認定について
- 議案第 10 号 令和 4 年度田上町一般会計補正予算（第 13 号）議定について中
　　第 1 表 歳入
　　第 1 表 歳出の内
　　　1 款 議会費
　　　2 款 総務費（1 項、4 項、5 項）
　　　5 款 労働費
　　　6 款 農林水産業費
　　　7 款 商工費
　　　8 款 土木費
　　　9 款 消防費
　　第 2 表 繼続費補正
　　第 3 表 繰越明許費
- 議案第 11 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）議定について
- 議案第 12 号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 議案第 17 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 3 号）議定について
- 請願第 2 号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東 13 都県中 12 位の低さである。
抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願について

午前9時00分 開会

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さん、改めまして、おはようございます。これより総務産経常任委員会の付託案件審査ということで、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。

昨日は、新潟県の公立高校の受験日ということで、町内の中学校3年生の受験生の皆さんたちもこれまでの努力を発揮できたのではないかというふうに思います。一人でも多くの受験生の子どもたちが、春、桜が咲く吉報が届くことを心よりお祈りを申し上げます。

大分花粉も今年は多いということで、私自身も花粉症ということで、途中くしゃみですとか、少し声も鼻声ですが、花粉症ですので、大変申し訳ありませんが、お聞き苦しいとも思いますが、ご理解いただければと思います。今日もよろしくお願ひいたします。

それでは、町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 改めまして、おはようございます。

今日も大変いい天気で、気温も大分上がるそうです。地域によっては5月の上旬の気候というふうな今日天気予報も出ておりまして、記録的な気候ということなのですが、このままこんな感じでいくわけではない。また落ち着いて、またくるのではないか。三寒四温と言いますけれども、繰り返しながら春に近づくのかなというふうな今日この頃かと思います。

今日は、総務産経常任委員会ということで付託された案件につきましてご協議をしていただきまして、ご承認、ご決定をいただきたいわけでありますが、先ほど申し上げたようにとんでもない話が飛び込んでまいりました。ばたばたすることもあるかもしれませんけれども、ひとつご容赦願いたいと思います。今日はよろしくお願い申し上げます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございました。

本日は、森山議員、そして品田議員、町道認定の現地検査終了後、中野議員、そして三條新聞社から傍聴の申出が出ておりますので、これを許可してございます。

それでは、本委員会に付託されました案件は、総務産経常任委員会、皆さんのお手元に配付いたしました付託議案のとおりになっております。

これより議事に入りたいと思います。

まず最初に、議案第9号の田上町道路線の認定についての説明をここでしていたい、その後現地を確認するという流れになります。

執行の説明を求めます。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 改めまして、おはようございます。

議案第9号 田上町道路線の認定についてということで説明のほうをさせていただきます。議案書のほう、51ページのほうを御覧いただきたいと思います。今般、2路線の新規町道認定をお願いするものであります。令和4年度における町道認定の関係でありますが、今般2路線の新規認定のほうをお願いをするわけでありますが、現地の状況といたしましては宅地造成に伴って、登記地目のほうも公衆用道路に変更している状況であり、町のほうに寄附採納がありましたことにより、町道認定をお願いするものであります。

場所につきましては、議案書のほうにA4の縦の図面がついていると思いますので、御覧いただきたいと思いますが、場所は川船河地内の国道403号線のファミリーマートから羽生田小学校に向かう途中の清水沢地内の団地内の道路であります。

1本目の認定でありますが、路線名といたしましては所谷4号線となりますし、2本目の認定につきましては所谷5号線となります。この図面において、清水沢地内における赤色の部分になりますが、起点、終点については、ここにある赤色のところの凡例がありますが、その図面のとおりでございます。1本目の所谷4号線についての延長につきましては89.4メートルでありますし、2本目の所谷5号線の延長につきましては54.3メートルとなっており、この2路線の町道認定をお願いするものであります。

説明のほうは以上となります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ご質疑ある方、ご発言願います。

4番（藤田直一君） では、この認定後の、認定後です。町はどういうふうに手続をしているのですか。要は登記を含めた手続があるわけです。登記しなければ認定したところでなかなか先へ進まないわけですけれども、すぐ登記にかかるのか。今までの前例としては、なかなか1年も1年半も登記しないものもあるわけです。それはどういう事情でしないのか分かりませんけれども、今回のこの認定後はすぐ登記をしていくのかどうなのか、その辺聞かせてください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 今回のケースにつきましては、春先に所有者の方等から

申出がありました。その点につきまして、所有権移転登記につきましては寄附採納という形で既に終わっている状況であります。その後において現地のほう確認したりしまして、今議会において承認をいただきまして、今後は現地のほうを道路台帳等の委託業務の部分で路線の延長の確認、再確認をしていきたいというふうな流れになっておりますので、よろしくお願ひします。

14番（高橋秀昌君） 既に寄附採納されているということなので、寄附採納をした、その受け取った年月日と、それから従前の地主の数、地権者の数、それを報告してください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 所有権移転登記の部分でいきますと、7月28日。

それから、所有者の関係人数でございますが、5名となっております。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 私、相当以前に寄附採納しているのに、町道認定に至るまですごく時間がかったのかなと思って、今質疑しましたが、昨年の7月ということになれば、そんなに期間を経ていないので、特に問題ないと受け止めます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。よろしいでしょうか。

では、現地に行って確認をしたいと思います。

正面玄関に委員の皆さんには移動をお願いいたします。

午前9時11分 休憩

午前9時41分 再開

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さん、お疲れさまでした。現地調査いただきましてありがとうございました。

この件に関しましてご質疑、何かほかある方、大丈夫でしょうか。

ないようですので、議案第9号に対する質疑は終了いたします。

次に、承認第2号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分の報告でございます。めくっていただきまして、2ページ、専決処分書ということで、令和4年度田上町一般会計補正予算（第12号）でございますが、令和5年2月7日付で専決をお願いする内容でございます。

議案書3ページお願いいたします。令和4年度田上町一般会計補正予算（第12号）になります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円の追加をお願いを

いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,211万6,000円とする内容になってございます。

今回は、除雪等の関係で不足する財源をということで専決をお願いしたところでございますが、8ページに歳入でございます。19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金ということで、今回財源のほうを財政調整基金のほうから繰入れをお願いするという内容でございます。

それでは、歳出は説明代わります。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 議案書のほうの9ページのほうを御覧いただきたいと思います。今年度における除雪費用の不足が見込まれるため、2月7日付で専決処分をさせていただきました。この関係につきましては、2月16日の全員協議会においてご説明した内容となっております。

それでは、ご説明のほうさせていただきます。8款土木費、1項道路橋梁費、3目除雪対策費ですが、2,000万円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。除雪対策事業でございますが、内容につきましては3節の職員手当等21万円、それから10節の需用費50万3,000円、12節の委託料で1,800万円と除雪対策その他事業の10節の需用費128万7,000円の増額をお願いするものでありますが、これは3月末までの除雪対策費の不足が見込まれるため、増額を行ったものであります。

具体的に申し上げますと、予算上においては一斉除雪3回分、排雪1回分を見込んでおります。なお、除雪業務に伴う職員手当は、特殊勤務手当と時間外手当ですし、需用費につきましては除雪機械用品としてタイヤチェーン等、それから道路パトロールにおけるガソリン代ですし、除雪対策その他事業の10節の需用費につきましては消雪パイプの修理代をお願いするものであります。

説明のほうは以上となります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質問ある方、ご発言願います。

ないようですので、承認第2号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第2号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の14ページになります。議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定と

ということでございます。

こちらにつきましては、先般、議会の全協でご説明をさせていただきました。職員の定年年齢を段階的に60から65歳に引き上げるということで、それに関する条例について今回改正をお願いするということで、今回関係する条例は9本あります。8本が改正、1本が廃止をするということで、今回この関連する条例の制定ということで、これから説明をさせていただきますが、先般、1月19日の全員協議会で資料でお配りして説明をさせていただきましたが、今回同じような資料ですが、今回の議案第2号の参考資料ということで改めてお配りをさせていただきましたので、そちらも少し併せてその資料を見て、こここの部分を改定しているということで、併せて見ていただければと思いますので、その資料も一緒にお手元に置いて見ていただければと思います。説明のほうは、議案の36ページの次から新旧対照表ということで、資料ナンバー1からということになりますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思いますので、そちらの議案書、こちらと先ほど申し上げた資料にてこれから説明をさせていただきますので、お願ひをいたします。

それでは、まずははじめに資料ナンバー1でございます。まずは、田上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例ということになりますが、第3条に定年、職員の定年は、年齢を65歳とするということで、こちらで定年の延長をするという形になっております。

その下の第4条ですが、定年による退職の特例ということで、これはもともと勤務延長という制度は実際にはありました。ここに、こちらの参考資料のところで、3ページ目のところに管理監督者ということで、基本は60歳になると役職定年でありますよというふうな話をさせていただいたかと思います。課長職級であれば副理事ということなのですけれども、そうではなくて、引き続き課長職として残る、その特例の任用ということで資料の3番の3ページの3のところに①、②、③ということであるのですが、この項目を今回、まずは実際の法令にあるところにそれを付け加えたというのが今回のまず資料ナンバー1、資料ナンバー2の部分がこれらの項目を追加をさせていただいた部分の改正になります。

それから、資料ナンバー3のところの第3章の管理監督職勤務上限年齢制というところの第6条の関係ですけれども、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職ということで、こちらのところが新たに今回追加をさせていただいているということで、こちらが今ほど私が申し上げました参考資料の1番のところにありますとおり、役職定年制ということで、管理監督職勤務上限年齢制を導入をするという

ことで、これは60歳ですよということで、こここの部分を新たに追加をさせていただいたところでございます。

めくっていただいて、資料ナンバー4、5につきましては、同じ説明になってあれですけれども、こちらの資料の3番の特例の任用、管理監督者として引き続き残る場合の特例をこちらのところで新たに付け加えさせていただいたという部分が資料ナンバー6、7までの改正になってございます。

それから、資料ナンバー8でございますが、定年前再任用短時間勤務ということで、こちらにつきましても参考資料の1番、定年前再任用短時間勤務制を新たに導入をするということで、60歳に達した以後、定年前に退職した者につきましては本人の希望により短時間勤務ということも導入できるということでの改正を踏まえた中で、今回ここを付け加えさせていただいたといった内容でございます。

資料ナンバー9、附則の第3項ですが、定年に関する経過措置という形になってございます。こちらも参考資料のところに一番冒頭書かれておりますが、公務員の定年を60歳から65歳まで、これについては2年に1つずつ段階的に引き上げられるということで、それぞれ年度によって定年の年数が違いますので、年齢が違ってくることから、そういうことでこちらの経過措置ということでうたわさせていただいているということになります。

それから、その下の第4項ですが、情報の提供及び勤務の意思の確認、これにつきましても資料ナンバーのところにあります情報提供意思確認制度の新設ということで、職員が60歳に達する日の前年度に勤務条件、それから手当、そういった部分を本人に意思を確認するようにということで、ここを付け加えさせていただいたといった部分が改正の内容でございます。

それから、資料ナンバー11になりますけれども、第2条関係ということで、田上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、こちらにつきましては文言、先ほど申し上げました定年前再任用短時間勤務職員ということで、これが新たに設けられたということでのこれらを読み替えをさせていただいているというのがこれになってございます。

あとは資料ナンバー12、13、それぞれ字句の修正をさせていただいているところでございます。

資料ナンバー14、15、16、こちらについては、字句の修正あるいは定年前再任用短時間勤務ということをうたわさせていただいて、変わっているといったのが内容になってございます。

それから、資料ナンバー19まで飛びますけれども、附則のところで職員の給料月額に関する特例の措置ということで、第10項のところでございますが、こちらにつきましても参考資料の1ページのその他のところにありますとおり、当分の間、60歳を超える職員の給料月額は60歳前の7割水準に設定ということがうたわれておりますので、これをこちらのところで特例措置ということで今回追加をさせていただいているといったのが主な内容になってございます。

資料ナンバー20、21も、それ以降も、それが新たに設定されたことに伴う部分での改正になってございます。

それから、資料ナンバー24お願いいいたします。第3条関係ということで、田上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ということで、今回改正いたしましては、先ほど申し上げました特例任用によって役職、課長を引き続きやつた場合については、もともと育児休業等対象にならない中に、その人たちも新たに今回付け加えるといった部分での改正でございます。

それから、資料ナンバー25以降でございますが、こちらにつきましては再任用職員を廃止する、再任用短時間勤務、それらを今回の改正に合わせて廃止することによりまして、関係するところの読み替えになりますので、その部分の今回改正をさせていただいたのが、資料ナンバー30までがそれらの改正の内容になってございます。

それから、資料ナンバー31、第4条関係ですが、田上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、こちらにつきましても新たに定年前再任用短時間勤務という形で導入をさせていただいたことに伴いまして、読み替えをしている内容になってございます。

それから、資料ナンバー34でございますが、田上町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましては降給の種類ということで、今回役職定年によりまして級が降りる関係、それらを追加をさせていただくという部分での改正になってございます。

それから、資料ナンバー36、第6条ですが、職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございますが、減給の効果ということでございますが、実際には役職定年することによって課長職が副参事の級に実際は降りるのですけれども、示されている給料よりもさらに7割減額して支給されるという形になりますので、ここのところでは実際に支給されている給料に10分の1、それを減給するというような形の改正でございます。

それから、資料ナンバー37でございますが、田上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございますが、こちらにつきましては条ずれ、国の法律の条ずれに伴う改正でございます。

それから、資料ナンバー38でございますが、田上町職員定数条例の一部を改正する条例ということで、職員の定数を今回現状に合わせて改正をさせていただくとともに、全協の際にも質疑を受けました、定年延長した場合、新規採用をしないのかというふうなご質問もあったかと思いますけれども、できる限り、基本的には退職補充という考え方ですっとういるのですけれども、延長されることによって新規の採用を妨げる形になりますので、これは引き続きやっていきたいという中で、現状の職員数を踏まえた中で、今回この職員定数条例を改正をさせていただくという内容でございます。

ここに出てきませんが、先ほど申し上げた、もう一本廃止するという条例ですが、そちらにつきましては田上町職員の再任用に関する条例を今回廃止をし、今ほど言った部分での改正で対応させていただくといった内容になってございます。

それで、議運の際に、今回のこの職員、一番最後の資料ナンバー38におきまして、教育委員会の部局がかなり大きく減少しているというふうなことで、いろいろどういう経過かということで議論いただいて、資料を出して、高橋委員長のほうから、今までの経過を含めた中で、今の教育委員会が、今回平成25年にそこの職員定数条例をつくった以降、今回改正、それ以降改正しておりませんでしたので、その辺の関係を改めて今日皆様方に資料をお配りをさせていただいておりますので、そちらをまず職員定数の関係を説明をさせていただきたいと思います。

まず、教育委員会の職員の状況ということで載せてございますが、今ほど申し上げましたとおり、平成25年4月1日というところが、事務局というのは今役場の中に教育委員会、当時は公民館、今は交流会館になりますけれども、あとは竹の友幼稚園の事務職、保育士、調理員、管理員、それから小中学校の管理員、給食センターの調理員ということで、平成25年4月1日現在で全体で47人。今現在、令和4年4月1日についてはどうかということで、そこに現況の数字を載せております。合計のところの技能労務職ということで16人、現状9人ということで、今7人の方がその当時と比較をすると職員が減ってきてているというような状況でございます。

職員数の考え方ということで2番目にありますとおり、平成16年度以降、財政健全化のために職員の退職不補充による職員数の削減を図ってきました。これは合併議論があった中で、町としても単独でいくという中で、財政健全化を実施していくか

なければいけないという中で、その当時、職員退職不補充でいきますと。これは、一般職、技能労務職も含めまして退職不補充ということでの方針で、これまで職員の採用を行ってきたところでございます。平成20年度以降につきましては、職員数の削減がある程度進んできたことから、退職者補充、退職されたらその分を補充するということで、職員数の削減を抑制に努めてきたという状況でございます。

ところが一方、技能労務職につきましては、総務省から給与等の取り組み方針の策定、公表の要請がありました。退職者不補充を基本とする、それらを踏まえまして田上町といたしましては、退職者不補充を基本とした技能労務職の給与等の見直しに向けた取り組み方針というのを作成し、技能労務職につきましては引き続き職員数の削減に努めてきたということから、特に今回教育委員会の状況で申し上げますと、技能労務職がかなり減少していると。ただ一方で、この部分につきましては、会計年度任用職員ということで、それに近い職員のほうはそういう形で対応しているのが現状でございます。

それでは、めくっていただきまして、国からの通知を2ページ、3ページにつけさせていただきました。ここに平成19年7月6日付で総務省から来ている通知でございます。技能労務職員等給与等の総合的な点検の実施についてということで、技能労務職等の給与、これについては同種の民間事業の事業者に比べ高額でなっているのではないかという、この当時ですけれども、非常に厳しい批判があったのを踏まえまして、総務省からは、次のページの3ページ目のところに記ということで、それぞれ本通知に基づいて今のとおり対応するようにという中で、4番目のところに技能労務職員等の給与等について総合的な点検を行い、その現状見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取り組み内容等、住民に分かりやすく明示した取り組み方針を平成19年度中をめどに策定し、公表をしなさいということでこの通知が来ました。この通知を踏まえて、次の4ページ目、5ページ目になります。これは、田上町がそのときにそれを踏まえた中で技能労務職の給与等の見直しに向けた取り組み方針ということで、これは平成20年4月でしょうか。これはホームページのほうにこの方針を載せて、周知をしてきているところでございます。

そのとき、現状、町、それから民間としてはどうかと、今の職員の年齢の階層と、そういった状況を載せさせていただいた中、5ページ目になりますけれども、これまでの取り組み事項という中で、(4)の工ということで、新規採用は、平成16年度以降新規採用を行っておりませんという部分につきましては、冒頭申し上げましたとおり、ちょうどそこで財政健全化をやっていた中で、技能労務職、一般職も含

めた中で退職不補充でいきますという方針を立てた中で、技能労務職についても職員の採用をしてこなかったということでございます。こういう状況を踏まえまして、基本的な考え方につきましては、技能労務職につきましては退職不補充とし、現在も採用を行っていない。それらを踏まえた中で、今後もその考え方を堅持するということで平成20年4月に町の方針をこういう形で決めたと。それに基づいて、先ほど申し上げたとおり、教育委員会だけではないですけれども、そういう形に基づいて職員の削減といいますか、そういうのをしてきたという状況でございます。こういう結果を踏まえまして、実際には教育委員会、今回職員の定数は40人ということで現状に合わせて職員数を見直しをさせていただきました。

一方、町長の事務局につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後一般職で退職に近い職員がおりますので、そちらのほうを、結局退職しませんので、新規にまた採用していくということですので、そちらを今回増やさせていただいたといったのが内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ご質疑ある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 幾つか質疑を行います。

まず、これまで現在は再任用という制度が田上町もあるわけですが、この条例に基づいて実施した場合、延長した場合は7割しか給付がされないから、このとき一般の職員、それから課長職は、課長でなくなるわけです。課長及び課長補佐までかな。参事も入るかな。なるのですが、これまでの再任用と比較した場合、それでも少しは給与が維持されるのか、再任用よりも少しは高くなるのかどうか。ここを伺っておきたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 基本的にはそれほど差はないです。影響、若干こっちが高いかなぐらいで、あんまり影響はないです。

14番（高橋秀昌君） 私は、再任用よりも低いというのは、だったとしたら、田上町は問題だなと感じている。私は、基本的に給与は低ければ低いほどいいという考え方になっていない。だから、地域経済に及ぼす影響は大きいですから、それなりの出費が必要だという前提で伺いました。今の説明では、若干ではあるけれども、再任用よりは少しぐらいよくなるというふうに受け止めておきたいと思います。

それから、全協のとき、覚えがないのですが、今の説明でも、一方で2年に1回ずつ、1年ずつ定年延長が起こりますよね。その一方で新採用を抑えるということ

になれば、どんどん雇用が狭くなっていくわけですが、この点では私は町としてどう考えるかというのは非常に大事な部分なのです。国会では、総務省の総務大臣が新採用についても進めていくべきなのだと言っているのです。言葉では行くべきというのは誰でも言えるので、では財政措置をどうするのだという話になるわけですが、これは国会の質疑にあります。これについては、地方自治体の実情に応じて手立てを検討するという答弁があるのです。つまりこの答弁、検討するという答弁だけを聞いて、口を開けて待っているような状況では、多分地方に対する交付措置がされないのではないかと思うのです。したがって、重要な点は、県を通じて、あるいは国を通じて、新採用をする、しなければならないということと、する際について国の交付措置をしっかりと持てということを地方から上げていかないと、どんどん、どんどん若者が役場にいなくなってしまうという危険性があると思うのだが、この点での構えをまず伺いたい。

総務課長（鈴木和弘君） 全協の際にもそういう質疑をたしか高橋議員からもいただきまして、どうするのだろうって。この制度ができたときは、たしか高橋委員がおっしゃるとおり、国はそういうのを抑制するのではないよという話、ただ財政措置がどうとかって話はあまりなかったです。ただ、町長と話ししたのは、この導入するときにどうしますかという中では、基本的には少なからず採用していきたいというふうな、町の方針としてはそういうのはありました。ただ、その際にもたしか池井議員から、今高橋委員のおっしゃるように、財政措置ってないかな、あるのではないのだみたいな話もあったのですけれども、確かに高橋委員おっしゃるの分からぬのです。交付税多分国は措置するという話が出てくるかと思いますけれども、実際にどういう形で措置するかも正直言うと、来年ですか、再来年か、令和6年度頃になってからそういうのが出てくるのかと思うのですけれども、それはしっかりと町のほうも情報収集しなければいけませんし、一方では確かに委員がおっしゃるとおりに、常日頃から言われているとおり、そういう部分というのはしっかり国が措置すべきものだと私も思いますので、町長を含めた中で、上層階だろうが、何だろうがいろいろな部分を通じまして、要望のほうはさせていただければなと思っております。

14番（高橋秀昌君） この点では、残念ながら佐野町長が1人で言っても無理なのです。町村会を通じて、あるいは市町村会にも働きかける、あるいは県知事会、全国県知事、こういうところにも働きかけて地方から上げていかないと、国は出さないのです。そういう点、しっかり対応してもらいたいところです。

最後に、教育委員会の職員についての方針が出されたのが、平成20年4月ということですが、もう今から15年も前の話なのです。それを依然として引き継いでいくというのはどうなのかというふうに思うのです。そこは、今の大変な不況の中で、募集すれば安くても集まるという、悪いけれども、うがった考えがあるのではないかと思うのです。だから、私はもうあれから15年もたっているのに、そのまま踏襲しますというのはどういうものだという疑問を感じていますが、この辺で検討する余地があるのではないかということを指摘しておきたいと思います。これ答弁できないだろう。今言われて、はいなんか言わないだろう。

副町長（吉澤深雪君） 今の高橋委員のお話でありますと、確かに情勢は、社会状況は常に変わっておりますので、その状況に応じてそれぞれ時代に合わせた中で検討は、全てにおいて必要かと思っておりますので、お願ひいたします。

14番（高橋秀昌君） ぜひ、大体やられるというか、言わば事務方でないところがみんな安く安くやられるのです。私は、現場、非常に技術職は大事だと。技術職というのは、昨日、今日採用された人が育つわけではないのです。調理は誰でもできるって考えたら大間違いなのです。道路を直すのは誰でもできるなんて大間違いです。もちろん事務職を軽視するつもりはありませんが、事務職と同じように現場の職員を大事にする。そのためにはできるだけ正規職員に近づけていくということで努力することを強く求めて、質疑を終わります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。よろしいでしょうか。

すみません、私から伺いたいのですけれども、参考資料で出していただいた現況の教育委員会の職員数を拝見したのですけれども、今回その新旧対象表のほうで示されている40人の今後の人数の見込み振り分けてというと変ですか。今38名なわけですか。あと2人という、その定数の余裕分というと変ですか。その部分というのは今後どういうふうに人員配置される考え方になるのかお聞かせ願えれば。

総務課長（鈴木和弘君） あくまでも現状プラス、あんまり全体的な人数を増やすというのはどうなのかなという中で、今回そういう形で教育委員会が、今委員長が言ったように2人ということの枠がある、余裕があるといいますか。恐らく保育士はそれなりに今必要に応じて採用していますから、特にそこまで増えないかなと。今後想定されるのは、体育館を、町体を造っていくときに、それなりの事務職員が必要になってくるかなという部分はあります。ただ、それでも足りるかどうかというのは正直まだ体育館の部分が今後どういうふうに動いていくかによっては変わってく

るかと思いますので、今回あくまでも現状に合わせて条例を改正すると。ですの
で、今後状況によっては、また必要であればそれは当然この職員の定数は見直し
なり必要かなというふうには思っています。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、議案第2号に対する質疑は終了いたします。

ここで暫時休憩としたいと思います。

午前10時16分 休憩

午前10時29分 再開

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたしま
す。

次に、議案第3号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） 議案書37ページをお願いいたします。議案第3号 田上町個
人情報の保護に関する法律施行条例の制定でございます。こちらにつきましては、
個人情報の保護に関する法律の改正が行われました。これに關係して初日に議会の
ほうも条例の制定があったところでございますが、町のほうもそれらの法の施行を
受けまして、所要の規定を整理する必要があることから、今回お願いするものでござ
ります。

内容は、議案書の38、39ページに載せてございますが、今までではそれぞれ町で条
例を定めるという形になっておりましたけれども、今回国の改正を受けまして、國
の法律に準拠して法律に伴います条例を制定するようにということになります。そ
ういうことで、特に今回町のほうで関係する部分といたしましては、第4条の開示
請求に係る手数料、國のほうは手数料として一律300円というものを設定をしてお
りますけれども、この部分についてはそれぞれの市町村に応じて設定してもいいと
いうような形でございました。町としては、これまで運用していった中で特に開示
についての手数料はいただいておりませんので、こちらについては無料という形で
させていただいたところでございます。

説明は簡単ですが、以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方。

14番（高橋秀昌君） 私もこの費用負担のところを注目したいのですが、法第87条第1

項のところで、費用を負担しなければならないというふうに条例でも述べていて、第4条のところで無料とするということなのですが、この点での関連性は、基本的に自分の個人情報をどうなっているか知りたいというときは、無料で開示するのだというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） あくまでもここに書いてある開示するために手数料どうしますかという部分です。例えば情報をこちらから出す場合については、コピーライセンスはいただいています。

14番（高橋秀昌君） そこが分からぬのです。費用負担は、負担を要求しておきながら、第89条第2項に規定する手数料は無料とするということなのでしょう。この第87条というのは、図書とか、そういうものについてという規定があるのだが、これどう解釈したらいいのかというのが1つ。

それから、そもそも自分の個人情報がどのように記載されているのかを知りたいのにお金を取るということ自体おかしな話になりませんか。

総務課長（鈴木和弘君） 補佐から説明してもらいます。

総務課長補佐（中野貴行君） 今ほどの手数料の関係でございます。委員言われるとおり、自分の個人情報をくれということで請求する、その請求すること自体で何かお金が発生するということはないというのがこの第4条で手数料は無料とするということで、国であれば自分の個人情報を請求するときに、1件300円という形で、まず手数料を取られるのです。それについては、町は今までそれをしてこなかったので、手数料は無料とするということです。ただし、自分の情報をもらうときに、紙で下さいとかということになると、コピーライセンスということで実費を頂戴するというのがこの第3条で、写し等の作成及び送付、コピーライセンスとか、あと郵送でくれということになれば郵送代も頂戴するのですけれども、その実費について負担してくださいというのが第3条でございます。

以上です。

14番（高橋秀昌君） それでは、コピーだとコピーライセンス取るというのだよね。今50円ぐらい取っているろう、多分。

（何事か声あり）

14番（高橋秀昌君） もう一回言って。

（何事か声あり）

14番（高橋秀昌君） 10円。それで、では添付ファイルで頂戴と言ったら出せるの。

総務課長補佐（中野貴行君） 電子データで下さいというふうな請求の場合だと思いま

す。その場合には通常私どもCDとか電子媒体に収録して、それを郵送で送りますので、そうするとCD代とか、僅かですけれども、頂戴しております。

14番（高橋秀昌君） 理解できました。ただ私は、強調したいのは、個人情報が全国一括して管理されていることにもともと疑問を持っているのですが、法律が定められた以上、やむを得ない一面もあるのだけれども、基本的には自分の情報がどうなっているかを知るというのは権利だとして見るべきだと。だから、そのところでお金を取るというのは非常に不自然ではないかという、そういう考え方はずっと私の中に貫かれているのです。しかしながら、今の説明でコピー代だけは頂戴というものについてはやむを得ないというふうに受け止めておきたいと思います。

以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 答弁よろしいですか。

14番（高橋秀昌君） 10円ならいい。50円だと反発するけれども。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。よろしいでしょうか。
ないようですので、議案第3号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第4号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） 議案書の40ページをお願いいたします。議案第4号になります。田上町行政不服審査会条例の一部改正ということで、こちらにつきましては、まず田上町情報公開審査会、それから田上町個人情報保護審査会、これらの組織と権限を田上町行政不服審査会、そちらのほうに統合したいということで今回改正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、議案の41ページの裏の新旧対照表のほうでお願いいたします。資料ナンバー39でございますけれども、行政不服審査会条例の一部を改正することで、設置ということで、新たに個人情報の保護に関する法律、それから田上町情報公開条例、それから第4号といたしまして、今回議会のほうでも条例を制定しました田上町議会の個人情報の保護に関する条例、これらの関係についても、この行政不服審査会ということで一元化をしていきたいということでの改正でございます。

説明は以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第4号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第5号を議題といたします。

執行の説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 議案書の42ページをお願いいたします。議案第5号です。田上町選挙公報発行条例の一部改正ということでございます。こちらにつきましては、町長及び町の議会議員の選挙における選挙公報の掲載文の現状につきまして、今回電子データによる提出を可能とするため、今回改定をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、43ページの次の資料ナンバー40の新旧対照表のところで、掲載文等の申請ということで、電子データでの提出を今回加えるといったのが改正の内容になってございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ご質疑ある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） これは可決された場合に、今電子で送れるのはパワーポイント、私が知っている限りではパブリッシャー、それからパーソナル編集長、こういうソフトがあるのですが、ワードという手もあるのですけれども、これなかなかワードというのは図画的なものが難しいわけで、私が今言った、ワードはどのパソコンも入っているのですが、そういった3種類のソフトでも対応できると受け止めてよろしいでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 細かい部分、私今説明ができないので、確かに委員がおっしゃるようにそれなりに対応できる、決まった形になるかもしれないのですけれども、印刷屋とも確認をして、今週にある立候補予定者の説明会のときにはその辺をきちんと説明ができるような形で、当初は、高橋委員にそういう話をして、これとこれしかないかなということですが、もう少し可能なのかなという話を聞いていますので、その辺併せて10日のときにはそういう話をさせていただいて、今回そうやって紙ではなくてデータですから、少し早めに説明もさせていただいて、そういう形でできれば対応していきたいなというふうに考えています。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第5号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第10号を議題といたします。

執行の説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 議案書の52ページをお願いいたします。議案第10号 令和4

年度田上町一般会計補正予算（第13号）になります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,524万6,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,687万円とする内容でございます。あわせて、第2表、継続費補正、それから第3表、繰越明許費ということで今回新たに設定をさせていただいているといったのが内容になってございます。

それでは、まずははじめに、議案書58ページをお願いいたします。継続費の補正でございますけれども、まず変更ということでございますが、こちらにつきましては、ホームページ作成委託料ということで継続費を組ませていただいたところでございますけれども、こちらにつきまして金額が確定いたしましたので、総額並びに年割額を今回改正をさせていただく内容でございます。

第3表繰越明許費でございますが、2款総務費、1項総務管理費、その他事業ということで、情報セキュリティ強化対策整備更新委託料621万5,000円なわけですけれども、こちらにつきましては情報系のサーバーの入替えということで当初予算計上しておったのですけれども、納期が厳しいということで、今回繰越しをさせていただくという内容でございます。6款農林水産業費、1項農業費につきましては1,155万7,000円ということで、これは国の補正予算を受けまして、県営圃場整備事業、それから県営基幹水利施設のストックマネジメント、これについて国の補正予算がついたということで、こちらについて繰越しをお願いをしたいといったのが内容でございます。

それでは、順次説明をいたしますが、今回は年度内ということでございますので、かなり補正が多くなっております。増減整理、事業が終わったということで整理をさせていただいているので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、61ページをお願いいたします。歳入でございます。1款町税でございますが、それぞれ今の決算見込み等を踏まえまして、町民税の個人で1,000万円、それから固定資産税200万円の減、町たばこ税につきましては道の駅の関係でかなり本数も増えているということで、600万円ということで今回追加で増額をさせていただいております。

5項入湯税でございますが、200万円でございます。今の実績見込みで湯田上温泉は6万4,000人、湯つ多里館が10万9,000人という見込みでございまして、当初予算から見ると約1万7,000人ほど増ということで見込んでいるという部分での数字でございます。

めくっていただきまして62ページ、2款地方譲与税から63ページまでですけれど

も、今現在、交付決定及び交付決定見込みということで、それぞれ整理をさせていただいているところでございます。

62ページ、7款地方消費税交付金は、確定でございますが、かなり消費が上向いているということで増額をしているところでございます。

それから、63ページでございますけれども、10款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金ということで、予算で計上され新規になってございますけれども、令和3年度もあって、令和4年度も引き続きということで、固定資産税の償却資産に係る部分について新型コロナウイルス感染で受けている中でも、その設備投資を行っているものについて固定資産税を減額するという制度があります。それについては、100%国のほうで交付金として面倒を見るということで、先ほど固定資産税のほう、今回若干補正減額しておりますけれども、これに見合う部分は交付金として入ってくるという内容でございます。

それから、11款1項1目地方交付税2億1,021万1,000円ということで、普通交付税が2億2,121万1,000円ということでございます。交付税につきましては、国がかなり税収等がいいということで、例年ですと交付税というのは7月の末に決定をします。その決定をする際に、基準財政需要額、収入額、この金額がそのまま来るのではなくて、全体的に国の予算に合わせて調整額、割り落とし部分があって交付税が決定するのですけれども、その後、国のほうでかなり税収等がいいということで、その調整額を追加でくれますと。あわせて、さらに臨時経済対策費ということで5,000万円ほど増額をして、追加で交付されてきた結果、今回交付税が非常に増えているというのが状況でございます。

それから、特別交付税につきましては1,100万円ほど減額をさせていただいております。こちらについては、デマンド交通の分、そういう部分を見込んでおりましたが、それらは実績によって減額をしますし、併せて国のほうからは、これ基本的には災害とか、そういう部分について何かあれば特別で交付税、交付税で面倒見れない部分をこちらで処理するという形になっておりますので、特段別な要因もなければ、かなり県のほうを通じまして減額になるということに合わせまして、今回減額をさせていただいているところでございます。

それから、64ページ、13款分担金及び負担金でございます。それぞれ年度末におきまして、今の実績見込み、実績確定した部分等に伴いまして、それぞれ減額をさせていただいているところでございます。一部増減整理をさせていただいているところでございます。

それから、65ページ、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金につきましても、障がい者自立支援等の関係につきましては、グループホーム等の関係で増額になっておりますけれども、その他、児童福祉費負担金あるいは児童手当負担金に伴いましては、今の実績に踏まえまして減額をさせていただいたところでございます。

それから、2目衛生費国庫負担金、2節新型コロナワクチン接種事業負担金につきましても、今の実績見込みを踏まえまして、負担金の減額をしております。

めくっていただきまして、66ページでございますけれども、15款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金につきましても、それぞれ今の見込みに伴いまして減額をしております。1節総務管理費補助金の中では、デジタル基盤改革支援補助金ということで、当初この補助金を受け入れて改修等予定しておりました。2分の1ということだったのですが、そこまで改修をしなくても大丈夫だということで、今回減額をさせていただいているところでございます。

それから、大きい部分で申し上げますと、3目衛生費国庫補助金の中では、2節新型コロナウイルス対策事業補助金866万8,000円減額でございますが、先ほど申し上げましたワクチンの関係、それから電力、ガス、食料品ということで、国の補助金を受けてということでございますが、見込みに伴いまして減額をしているところでございます。

4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費につきましても、それぞれ実績見込み等に伴いまして減額をしているところでございます。

それから、67ページ、16款県支出金、1項県負担金、先ほど申し上げた国庫支出金とほぼ同様の内容になってございますけれども、社会福祉費負担金のところでは、障がい者自立支援の関係で増額をしているということでございます。県補助金等についても、それぞれ実績見込みに伴い減額をしているところでございます。

68ページも、それぞれ事業の見込みにより計上させていただいているところで、プラスになっているところでございますと、16款2項3目衛生費県補助金ということで、3節新型コロナウイルス対策事業、PCR検査等支援補助金については、当初補助が見込めませんでしたけれども、補助が受けられるということで、今回追加で補正をさせていただいているところでございます。

それから、69ページになりますけれども、17款財産収入、2項1目不動産売払収入ということで、旧曾根交流センター跡地の売却が完了しましたので、今回その金額を計上しているというのが内容でございます。

それからめくっていただきまして、70ページ、18款寄附金、1項寄附金、一般寄附金につきましては590万円ということでございますが、こちらにつきましては新潟県労働者信用基金協会が令和4年10月28日をもちまして日本労働者信用基金協会、そちらのほうに事業を譲渡した関係で解散をしたということで、今までしていた金額を戻すという形になりましたので、590万円が戻ってきたというような内容でございます。

2目指定寄附金786万9,000円でございますけれども、このうちふるさと応援寄附金につきまして783万9,000円の増額をしているところでございます。昨年よりも増える見込みで、今のところ見込んでいるところでございます。

それから、19款繰入金、1項特別会計繰入金につきましては、後期高齢者、水道事業、それぞれ事業見込みに伴いまして増減整理しているところでございます。

19款2項基金繰入金でございますけれども、1目財政調整基金繰入金ということで、今回財源調整という中で、財政調整基金繰入金を4億2,125万7,000円の減額をさせていただくという内容になります。そういたしますと、14億3,200万円という令和4年度末残高の見込みなっているところでございます。

それから、71ページ、21款諸収入、4項受託事業収入でございます。1節保健衛生費受託事業収入392万円減額でございますが、これは後期高齢者のほうからの委託事業ということで、保健福祉課のほうでフレイル予防ということで実施を予定しておりましたけれども、なかなかコロナ等の関係で事業ができなかつたということで、今回減額をさせていただいているところでございます。

それから、22款町債、1項町債でございます。それぞれ事業確定に伴いまして、確定見込みによって町債それぞれ整理をさせていただいているところでございます。

このうち、2目農林水産業債680万円ということで減額になっておりますけれども、先ほど繰越明許費の話をさせていただいた部分がありますが、実際当初予算で上げた部分については1,830万円減額という形になっておりますけれども、そのほかに今回の補正に伴う部分については、補正予算債ということで起債が認められております。こちらは充当率が100%、交付税措置も50%ということで、当初よりも有利な形になっておりますが、この中にその部分も含まれておりますので、お願いたします。

それから、5目臨時財政対策債については1,813万4,000円ということで、こちらについても確定等に伴いまして減額をしているところでございます。

歳入は以上ですので、歳出に説明代わります。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、歳出を説明させていただきます。

議案書73ページを御覧ください。1款議会費、1項議会費、1目議会費104万9,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄に移っていただきまして、1節報酬になります。こちらにつきましては、議員補欠選挙によります日割分の減額となっております。8節旅費の議員普通旅費、研修旅費、職員普通旅費につきましては、国會議員、省庁の陳情及び新型コロナウイルス感染症に伴う常任委員会の県外視察の中止並びに実績による減額となっております。また、費用弁償につきましては、定例会、全員協議会の日数の実績により額としております。12節会議録作成業務委託料につきましても、実績による減額としております。

議会費は以上であります。説明代わります。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費2,063万9,000円を減額するものでございます。まず、一般管理費については、事務補助員については窓口として見ていたのですけれども、不用分減額、旅費についてはコロナの関係で出張を行けなかつたりした分、あるいは最近ですとウェブ会議が大半になったということで、旅費が不用になったということで、減額をお願いするものでございます。

それから、めくっていただきて、研修会の参加費についても同様に、コロナの関係で出張、研修等ができなかつたという関係で減額です。

説明代わります。

政策推進室長（堀内 誠君） 同じくその他事業でございます。12節委託料といたしまして、総合行政システム改修委託料、こちらのほう先ほど歳入のほうでもお話しさせていただきましたが、デジタル基盤改革の支援というふうな形で、実情で対応できるというふうな形で、改修まで要らないというふうな形でこれ減額をさせていただいているところでございます。また、情報セキュリティ強化対策整備更新委託料、こちらのほうは請負差額による増減整理でございます。また、ホームページ作成委託料688万4,000円の減額というふうな形でございます。先ほど継続費のところでもお話しさせていただきましたが、契約額が確定したことに伴いまして減額をするものというふうな形でございます。共通納税システム改修委託料といたしまして11万円の減額というふうな形ですが、こちらも請負差額の減額というふうな形になります。

説明代わります。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、3目財産管理費でございます。55万9,000円でございます。庁舎管理ということで、燃料費、ガソリン、これは先ほどの旅費同様で、出張が減ったということで減額をいたしましたし、その下の委託料の関係につきましても、歳入でご説明しました旧曾根交流センターの売却が完了いたしましたので、執行不用額を整理をさせていただいたところでございます。

説明を代わります。

政策推進室長（堀内 誠君） 続きまして、7目企画費でございます。補正額といたしまして66万2,000円をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、まず企画事業で12万円の減額でございます。こちらは総合計画の印刷というふうな形で予算を組んでおりましたが、請負差額によりましてこちらを減額するというふうな形でございます。次に、ふるさと田上応援寄附金事業ということで78万2,000円の増額をお願いするものでございます。先ほど歳入のほうでもお話をさせていただきましたが、寄附額が増加したために、それに関連する委託料、また13節のほうでも使用料及び賃借料、インターネットのサービス使用料、こちらのほうも増額が見込めるため、不足する額を補正を増額をお願いするものでございます。

続きまして、75ページの8目地域づくり推進事業費であります。補正額といたしまして185万4,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、こちらのほう成増地区児童交流事業、またはふるさと田上会交流事業、またその下にもありますが、成増地区交流事業というふうな形で、こちらのほう新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止、または縮小というふうな形になっておりますので、その分を関係する経費を減額するものでございます。

続きまして、76ページになります。9目広報費でございます。補正額といたしまして15万6,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。広報事業として、備品購入費として15万6,000円の減額、こちら広報備品を購入した際の請負差額の分を減額をするものでございます。

10目少子化・定住対策費でございます。補正額といたしまして190万円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、少子化・定住対策事業ということで、負担金補助及び交付金ということで190万円の減額でございます。こちら移住支援金というふうな形で予算を計上させていただきましたが、申請の申込み等が見込めないというふうな形での減額でございます。

説明のほう代わります。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、77ページをお願いいたします。2款総務費、4項選挙費でございます。令和4年度に実施をしておりました2目参議院議員通常選挙費、それから3目新潟県知事選挙費、めくっていただきまして5目町長選挙・町議会議員補欠選挙費ということで、それぞれ不用額のほうを整理をお願いしたというのが主な内容でございます。

説明代わります。

政策推進室長（堀内 誠君） 続きまして、79ページ、2款5項2目経済統計調査費でございます。補正額4万3,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、住宅土地統計調査費、また就業構造基本調査費がありますが、こちらも事業確定に伴いまして、予算の整理を行うための減額でございます。

80ページ、3目国勢調査費でございます。9万3,000円の減額をお願いするものでございます。先ほどと同様、国勢調査費というふうな形で、今回は調査等の経費に関しまして確定したものですから、減額をさせていただくというふうな形でございます。

4目教育統計調査費でございます。補正額として5,000円の減額でございます。こちらのほう説明欄御覧いただきたいと思いますが、教育統計調査事業といたしまして、こちらの事業費確定に伴いまして予算のほうを減額するというふうな形でございます。

説明代わります。

産業振興課長（近藤拓哉君） 引き続きご説明いたします。ページのほうは、少し飛びますけれども、94ページのほうを御覧ください。94ページ、下のほうになりますが、5款労働費、こちらのほうから私のほうでご説明させていただきます。5款労働費、1項労働費の、目として1目労働諸費になります。補正額といたしましては253万2,000円の減額となります。内容につきましては、説明欄、一番右のほうの欄を御覧ください。事業としては雇用その他事業ということで、253万2,000円の減額です。1節報酬に関しては、地域公共交通会議の委員の方への報酬ということで、こちらのほう、新型コロナ感染症の影響等により、会議回数の減ということで、こちら20万円減額になります。その下、8節になりますけれども、旅費になります。こちら職員の旅費ということで、10万円の減額です。こちらに関しましては、当初県外等の視察を検討していたのですけれども、なかなか行くタイミングがなかったというの

が今回減額の要因でございます。その下になります。18節負担金補助及び交付金で、223万2,000円の減額をお願いするものです。

ページのほう、今度下の次のページ、95ページになりますけれども、そちらのほう御覧ください。2つ補助金のほうがございますが、まず1つ目が地方バス路線対策補助金ということで、内容のほうは新潟交通観光バスに対する補助金の部分、こちらのほう76万8,000円の増額のほうをお願いするものです。こちらに関しましては、去年の3月のちょうどこの委員会の際にもお願いしたことあるのですけれども、なかなか利用者のほうが伸びないということで、昨年は62万9,000円増額お願いしたところでありますけれども、今年度76万8,000円の増額をお願いするものでございます。その下、公共交通実証運行業務補助金です。300万円の減額です。要因といたしましては、一番大きい要因として、当初4,000人を見込んでいたところなのですけれども、今のこちらの見立てでは大体2,800人ぐらいでこちらのほう事業が今年度完了するというような見込みになっておりますので、それが一番大きな理由です。

先ほど、資料のほう参考として配らせていただいたのですけれども、まだ年度が終わっておりませんが、令和4年度デマンド号の利用実績ということで、一番左側、4月からこの1月までということで、縦見ていただければと思いますが、利用人数ということで御覧いただきますと、縦欄3列目になりますけれども、現段階での見込みとしては大体2,858人の見込みであります。まだ2月、3月分がここに入っていますので、まだ確定ではございませんけれども、おおむねこのぐらいの数字になるのではないかというふうに思っています。参考として、昨年度、令和3年度の実績ということで、そのまま下のほう下がっていただきますと、昨年度実績ということで掲載させてもらっています。467人ということで、人数的には6倍、約6倍まで伸びてきてはいるのですけれども、当初予算の見込みまでは届いていないような状況でございます。こちらのほう参考ということで、配付、また説明のほうをさせていただきました。

では次、引き続き6款農林水産業費、1項農業費のほうに移ります。まず1目の農業委員会費ですけれども、33万7,000円の減額をお願いするものです。説明欄御覧ください。8節旅費については23万7,000円の減額ということで、現在執行済み、あるいはこの後予定されている出張もあるのですけれども、それらを加味した中で、最終的に確定という、ほぼ確定した中で減額のほうをこちらするものです。18節負担金補助及び交付金ということで10万円の減額、担い手協議会負担金ということな

のですけれども、こちらに関しましてもコロナ感染症の影響も懸念されるということで、視察あるいは研修等を行わなかったということで、こちらのほう減額といった形になっております。

その下になります。2目農業総務費になります。右のほうの説明欄に移っていたいで、8万1,000円の減額でございますが、こちらのほう資金関係事業ということで、農業経営基盤強化資金利子助成ということで、額の確定に伴い減額、8万1,000円を行うものでございます。

その下の3目になります。農業振興費ということで47万2,000円の減額をお願いするものです。説明欄を御覧ください。農業振興事業、こちら28万円の減額です。具体的には18節負担金補助及び交付金で28万円減額。こちらにありますように農業推進連絡協議会ということで、農業関係者が集まる中での情報等の研修会あるいは視察など、各部会に分かれての活動などもあったのですけれども、こちらのほう活動の縮小ということで28万円、こちら減額にさせていただいております。その下、その他事業ということで19万2,000円の減額をお願いするもので、ページのほうは次のページにわたるのですけれども、96ページを御覧ください。こちら負担金補助及び交付金の部分ですけれども、19万2,000円、具体的には有害鳥獣捕獲扱い手緊急確保事業ということで19万2,000円、当初予算で見させていただいたのですけれども、該当者、申請者がいなかつたということで、こちらのほう減額になっております。

その次になります。6目農地費になります。補正額が1,701万8,000円、こちらのほう減額をお願いするものです。まず、右側のほうの説明欄のほうを御覧ください。農地一般事業、こちらのほうからご説明いたします。内容といたしましては、一番上にありますように、県営圃場整備事業ということで、そちら345万9,000円の減額、その下に関連する部分もありますので、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金、こちらのほうの減額ということで、こちらは520万円の減額になっております。

具体的な部分もう少し分かりやすくということで、表のほうを今配らせていただいておりますので、表裏になっておりますけれども、こちらのほうを御覧ください。表のつくりとしては、同じようなつくり方をしておりますけれども、順番にご説明いたします。まず、表裏と書いていないのですが、資料ナンバー2ということで、右肩の上にあるのですけれども、県営圃場整備事業ということで2つ、上横場地区と新津郷田上地区で今圃場整備のほうを行っています。

まず、上横場地区のほうから順にご説明いたします。一番左の欄のほうから右の欄のほうご説明いたしますが、左の欄のほうで既決予算額ということで、こちらのほう1,850万円、令和4年の当初予算として1,000万円、こちらお認めいただいている部分になります。その下、令和3年から令和4年への繰越しということで、令和3年度のちょうど最後の、ちょうどこの議会だったと思うのですけれども、繰越しをしますということで、お願いしますということで850万円、国県の補正に合わせる形での部分になるのですけれども、これら合計いたしまして既決予算はまず1,850万円あったといった形になります。今度右の欄のほうになりますけれども、真ん中の欄、令和4年の事業費ということで、それぞれ不用額、決定額、繰越額ということでそれぞれ記載させてもらっているのですけれども、まず、ちょっと飛ぶのですが、決定というところが事業の確定に伴って県のほうへ、県営事業ですので県が負担する部分、これ150万円が確定しておりますし、あと裏、令和4年度への繰越金ということで、国県の動きと合わせるということで810万円、これが隣の欄のほうへ移るような形で、補正の来年度のほうへ動くといったような形になります。そういたしますと、当初予算の1,000万円に対して40万円が不用額といった形で残るような形になります。同じような形で新津郷田上地区についても、令和4年度、当初予算、繰越予算といった形で、総体で733万1,000円なのですけれども、実際事業費としてはそれぞれ決定、繰越し、その差額、500万円との差額の部分で不用額が305万9,900円あります。繰越しとして145万6,500円が隣の欄に移っているような格好になります。一番下の補正に関して、令和3年から令和4年の繰越しの部分233万1,000円については、こちらほぼ全額が事業費ということで、県のほうからこの後請求が来るという段取りになっております。そういたしますと、見づらいのですが、不用額ということで上のほうの表と下のほうの表、それぞれ記載がありますが、上のほうですと40万円、下のほうですと305万9,900円というふうに記載がござりますけれども、これを合わせた金額、それが一番下のところに太字で書かせてもらっていますけれども、合計額345万9,000円、こちらのほうを減額のほうをお願いしたいといったような内容であります。

裏面になりますけれども、表のつくり方としては同じような表になるのですけれども、県の県営のストックマネジメント事業ということで、田上郷の水利システムの更新に係る事業になるのですが、こちらにつきましては同じようなやはり見方をしていただけるとありがたいのですけれども、一番左側、既決の予算額全体をまずこちらのほうで示させていただいております。中ほどで事業費といった形でさせて

いただいているのですが、こちらのほう不用額がかなり大きく出ておりますが、520万円、こちら不用となっています。来年度、令和5年への繰越しということで200万円を繰り越すような形となっておりまして、最終的には不用額ということで今回520万円の減額の補正をこちら併せてお願いするものであります。分かりづらい部分もあると思いますが、引き続きご説明いたします。

すみません、もう一回予算書のほうにお戻りいただきまして、その下、土地改良区等電気料金高騰対策支援事業交付金ということです。これに関しましては、新潟県のほうの緊急対策事業ということで、土地改良区が負担している電気料金の高騰分、具体的には期間としては令和4年4月から12月までの間なのですけれども、その間に増加した土地改良区の電気料の部分について、新潟県のほうで2分の1以内をその分対象経費として補助をすると。その際に、市町村も同額の補助のほうをするというのが一つの条件になっておるのですけれども、今回田上郷、新津郷、それからお話のほう聞かせていただいて、最終的にこちら77万2,000円の増額のほうをお願いするものです。その下、27節繰出金、こちらに関しましては、この後、集落排水事業特別会計の中でご説明のほうを申し上げます。

説明を代わります。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 続きまして、国土調査事業になりますが、12節委託料の20万1,000円の減額をお願いするものであります。内容につきましては、請負差額による額の確定に伴い、不用額として減額をお願いするものであります。

説明を代わります。

産業振興課長（近藤拓哉君） ではご説明のほういたします。その下、7目になりますけれども、農地整備費になります。こちらのほう3万6,000円の減額をお願いするものです。説明欄を御覧ください。農業農村整備事業ですけれども、こちらのほう梅林周辺環境整備委託料ということで、額の確定に伴う減額でございます。

97ページになりますけれども、2項林業費のほう御覧ください。1目林業振興費、こちら補正ということで、マイナスの減額7万3,000円をお願いするものです。説明欄にありますように、記念樹贈呈事業で、こちら内容、額の確定に伴うもので、減額のほうをお願いするものです。

その下、今度は2目になります。林業整備費です。こちら35万4,000円の減額です。説明欄のほう御覧ください。林業整備事業ということで、今回工事請負費、工事のほうを2件させていただいたのですけれども、令和3年に林道のほう2件、復旧が必要だということになったのですけれども、今年度、県の補助金をいただく中

で、最終的に完了を迎えたということで、事業確定に伴う減額であります。

農林関係は以上になります。

引き続いて、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費をお願いいたします。まずこちらのほう、補正額333万9,000円の減額をお願いするものです。内容につきましては、右のほうの説明欄を御覧ください。商工業振興事業ということで、こちらのほう負担金補助及び交付金の部分なのですけれども、まず上のほうから工場設置奨励金ということで、本田上工業団地へ出社していた会社のほうへの奨励金のほうなのですけれども、こちらのほう額が確定したということで、こちら67万6,000円の減額を行うものです。その下、産業活性化ブランド戦略協議会補助金ですけれども、こちらにつきましても、年度末を迎え、事業内容等の確定に伴いまして、こちら66万3,000円の減額をお願いするものです。またその下、起業創業支援事業補助金ということで200万円の減額をお願いするものです。当初予算といたしましては、3件、300万円ということで計上したところでありますけれども、創業、今のところ、最終的にはまだ、確定通知はまだ交付はできていないのですけれども、今のところ2社、100万円といった形で今進んでおりますので、200万円今回減額するものです。

引き続きまして、その下、3目観光費です。こちらのほう補正額341万2,000円の減額を行うものです。説明欄のほう御覧ください。観光事業については、夏まつりの巡回バス、こちらについては夏まつり実施しておりませんので、5万円減額するものですし、報償費、具体的には湯つ多里館の入館券をこちらのほうで買わせてもらって配布をしているのですけれども、イベントあるいは行事等があまりなかったということで、こちら記念品としてお渡しする機会がなかったということで12万円の減額をするものであります。

次のページお願いいたします。98ページの上のほう18節負担金補助及び交付金となりますけれども、まず上のほうから観光振興事業、具体的には観光協会になりますけれども、こちらのほうも事業の確定によりまして130万円の減額。その下、遠足のまち竹の子満喫ツアー、こちらY.O.U・遊ランドで実施している事業になりますけれども、コロナ感染症の影響で実施できなかつたということで20万円の減額。その下、新潟県国際観光テーマ地区推進協議会負担金、県の制度、観光局のほうが事務局になっておりますけれども、こちらインバウンド向けの対策をこちらのほうで行っておるのですけれども、こちらできなかつたということで2万7,000円の減額です。

その下、道の駅の管理事業ということで、清掃業務委託料、こちら140万円の減額ですけれども、以前に清掃体制の見直しをしてはということでお話しをいたいで、その結果、事業所のほうと打合せをさせていただいて、体制のほうの見直しをして、その結果140万円の減額であります。また、駐車場整理のこちらの部分に関しましても、今の現状、執行の部分を加味した中で、今回20万円の減額をするものであります。その下の防火対象物の点検に関しましても、11万5,000円、こちらについては業者とお話しする中で、今回不要ということで減額とさせていただいている。

次、4目湯つ多里館事業費になりますけれども、右のほうにありますように委託料、今回は指定管理料を30万円増額させていただいております。この内容なのですが、電気代あるいは灯油代部分を令和元年の時点と、指定管理の開始の時点と現段階の状況を見比べた中で、今回30万円の委託料の増をお願いするものであります。

説明のほう代わります。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 続きまして、8款土木費の関係になります。8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費であります。33万9,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。道路橋梁総務事業でありますが、内容につきましては道路台帳作成業務委託料としまして33万9,000円の増額をお願いするものであります。こちらにつきましては、先ほど現地のほうを確認していただきましたが、所谷4号線、所谷5号線の2路線の追加分ということで、委託料の増額のほうをお願いするものであります。

続きまして、99ページのほうを御覧いただきたいと思います。2目道路維持費であります。202万6,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。側溝改良工事事業でありますが、内容につきましては14節工事請負費の17万5,000円の減額、路肩保護工事事業で32万6,000円の減額、道路メンテナンス事業で152万5,000円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましては、いずれも請負差額によるものであり、不用額のほうを整理させていただきました。

続きまして、2項河川費、2目河川改良費であります。97万1,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。河川改良法面復旧工事事業でありますが、内容につきましては14節工事請負費の35万2,000円の減額、河川改良浚渫工事事業につきましては、次のページに移りますが、61万9,000円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましても請負差額

によるものであり、不用額のほうを整理させていただきました。

続きまして、100ページのほう御覧いただきたいと思います。3項都市計画費、3目下水道対策費であります。2,441万3,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧ください。下水道対策事業であります。内容につきましては事業の確定に伴う下水道事業特別会計への繰出金の減額をお願いするものであります。こちらにつきましては、下水道事業の繰出金の関係でありますので、下水道事業特別会計のほうでご説明させていただきます。

続きまして、4項住宅費、1目住宅管理費であります。685万円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧ください。住宅管理事業であります。内容につきましては住宅管理事業685万円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましてもマイホーム取得支援補助金の関係で、実績見込みに伴い不用額のほうを整理させていただきました。

説明のほう代わります。

総務課長（鈴木和弘君） 101ページをお願いいたします。9款消防費、1項1目常備消防費です。今回、18節負担金補助及び交付金195万6,000円の減額をお願いします。こちらにつきましては、一部事務組合の関係になりますけれども、繰越金等を精算した結果、減額をお願いしたいという内容でございます。

2目非常備消防費363万2,000円減額でございます。消防団につきましても、コロナ等の関係で令和4年度についても様々な事業を予定しておりましたが、実施できなかつたという部分で整理をさせていただいたところでございます。

3目消防施設費、備品購入費ということで、トランシーバーの購入をいたしましたが、これは不用額を整理しております。

めくっていただきまして102ページ、4目防災費です。18節負担金補助及び交付金ということで、自主防災組織のほうの補助金、実績に伴いまして不要になる部分について減額をさせていただいたといったのが内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、説明が終わりました。

ご質疑ある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） ゴマンド号について伺います。今の説明によれば、4,000人を見込んでいたけれども、2,800人で終わりそうだと。見たら70%程度なのです。仮にこれ100%やっても、500万円程度の支出なのですが、そこで直ちに答える必要はないので、決算のときまでにきちんと用意してもらいたいのは、まず住民の声をしつ

かり聞いているかどうか。使い勝手が悪いという声が複数聞かれました。それは、当日の朝、一定の時間にならないと予約できないと。そうすると、その時間に来てもらって電車に乗りたいとか、あそこ行かなければならないというのは一切使えないといふ意見もありました。それから、今変わっているかどうか分からぬけれども、場所が限定されていて、田上町地内でも自由に行きたいところに行けないといふ意見もありました。こうした声を受け入れるべきかどうかを含めて、そちらのほうで7割程度しかいかなかつたことが、それでいいのかというあたりをぜひ分析してもらいたい。財政の側からすると、あんまり利用してもらって、どんどん、どんどん増えるようでは困るといふのは多分あると思うのだけれども、少なくとも当初予算では4,000人を見込んでいたのに7割しか到達していないってことになれば、これは悪いけれども、利用者への配慮が足りないのではないかということを一つ。第1点、これで分析してもらいたい。

それから、第2点は、交通弱者と言われる方々は、単に高齢者だけではないわけだ。子どもたち、通学者、こういう人たちもいるわけだ。それで、皆さんご存じのように鉄道は昔と違って、雪が降ったら電車を止めてしまうわけです。こういう人たちの利用頻度がどうなるか、そういうこともタクシー業界とも協議を行って、一定の年齢以下の人们についても一定の数をつかむぐらいの努力を行って、そして分析のときに高齢者あるいは同じ弱者でも高校生とか中学生とか小学生がどういうふうに使っているのかをつかむ必要があると思います。この点では恐らく新年度に予算が通過してから業者との議論が必要で、業者の合意がなければ進むことができないと思うのだけれども、そうした点に配慮した十分な議論をぜひやってもらいたいということを強く求めたいと思いますが、課長の姿勢はどうですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） ありがとうございます。住民の方の声を聞くというのは、当然の話でございますし、これで3年目を迎えるので、実証実験のほうもどこかのタイミングでいろんなお話を聞かせていただこうかなというのは当然考えておりました。その辺の部分、今いただいだ住民の声を聞く、実際に今の使い勝手も含めた中で分析のほうを進めていきたいというふうに思いますし、また交通弱者、いろんな方がいらっしゃると思うのですけれども、そういう方への配慮の部分、今委員がおっしゃっていただいたように、タクシー事業者のほうともまた協議が必要かと思いますけれども、新年度以降、速やかに話のほうを進めたいと思います。

以上でございます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 私から時間がありませんので、1点だけ聞かせ

ていただきたいと思います。

74ページの関係でございますけれども、先ほど来デマンド号の利用実績が出ています。それで、ふるさと納税の関係で、分かる範囲で結構でございます。1月末現在と令和4年度の最終見込みというような状態が分かりましたらお願ひします。

政策推進室長（堀内 誠君） 今ほど1月末というふうな形での部分とお話がありましたが、令和5年1月末現在では、今のところ2,580万円程度というふうな形になっております。件数といたしましては1,223件というふうな形でございます。年度末までの目標というふうな形ですが、今のところそこまでは設定が、当然当初には3,000万円というふうな形では設定をしておりましたが、そこに向けては努力はしているところでございますが、今のところそのような状況でございます。

6番（小嶋謙一君） 産業振興課の参考資料のナンバー2、新津郷田上地区の不用額305万9,900円。これは予算の半分近いものが、既決予算に対して半分近いものが不用額になっている理由と。それから令和5年に繰り越す145万6,000円の事業の中身というのを教えてください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほど、小嶋委員からのご質問の部分、農林係長のほうからご説明いたします。

農林係長（長谷川 暁君） 産業振興課の長谷川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

参考資料2の新津郷田上地区の部分になりますが、今回不要額が305万9,900円出ているということになります。この圃場整備事業につきましては、あくまでも県営事業になりますので、計画自体は県のほうでするような形になりまして、町としましては事業費の10%を負担金というような形で県のほうにお支払いするというような中身となっております。聞いている中身で言いますと、新津郷田上地区につきましては、この圃場整備のほかに国営事業が同時に行われておりますし、その事業費との絡みの中でこの圃場整備の中身が若干減額というような形になったということでお話を聞いております。

そのほかにもう一つ、令和5年度の繰越予算ということで、今回145万6,500円繰り越したような形になります。今後、また当初予算の説明のところにもお話しするような形になるかと思いますが、新津郷田上地区につきましては令和5年度に面工事に入るということで、面積12ヘクタールの工事に入るということになりますが、ここの一部に充てられるというような認識であります。

以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） では、私から、1点だけいいですか。ふるさと納税に関連して、件数も増えているということで、委託費も増えているのですけれども、少し気になる点として、ふるさと納税の返礼品の中で、一部事業者の同じ製品のホームページ等見ると、原産国が中国になっていたりするものも返礼品として混じっている部分があるので、その辺りが、こういったコロナの影響で、生産を自国に戻したり、自社に戻したりというケースもあるのだろうとは思うのですけれども、そういういった返礼品のそもそもその国のルールにきちんとのっとっての出品がされているかというチェック等は推進室のほうではどのようにされているのか、お聞かせ願えますか。

政策推進室長（堀内 誠君） 出品の際にも業者等にも確認をして、そのような形でチェックをさせていただいているので、一応その辺は国のルールに基づいてやっているというふうな形でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） では、返礼品の出ている製品のホームページ上ではそういうふうになっているけれども、実際に田上の中で製品として製造されているものというふうに政策推進室も確認をしっかり取った上で出品をしているという理解で大丈夫ですか。

政策推進室長（堀内 誠君） その辺も業者とも打合せをして、内容を確認してやっているところでございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。それであれば安心しました。よかったです。

ほかに。番外。

傍聴人（中野和美君） 歳入で66ページ、歳出で74ページの総合行政システム改修委託料の減額についてなのですけれども、2分の1ということなので、その半額の歳入分が減額になっているわけなのですが、これ自序で貰えるようになった、システムを導入しなくてもよくなったということの今説明だったのですけれども、この予算に上がったときに、今後田上町のシステムの改修等、オンラインの関係も含めて、利用しやすくなるというふうな説明があったと記憶しているのですが。というのは固定資産税や軽自動車税、田上町、県内ではないと今の納付書だと入金できないのです。県内の誰かに頼むか、もしくは自動振替にしてくださいということになるのでしょうかけれども、それがしたくはないというような場合の、ほかの市町村は県外からでも納付できるのです。田上町だけが県内ではないと、ほかの市町村もあるかもしれませんけれども、その辺の改善をできた上で自序で貰えるということで理

解してよかったです。教えてください。

政策推進室長（堀内 誠君） 確かに当初そういうふうな形で予定をしていたというふうな形ですが、システム等確認して、そういった部分で運用が可能であるというふうなことで、今回導入を見送ったというふうな形でございますので、そのような形で対応しているというふうな形でございます。

傍聴人（中野和美君） それでは、今後、システム改修しなくとも、固定資産税なり軽自動車税が納税できるという解釈でオーケーなのですね。というのは、固定資産税というのは大きな田上町収入、軽自動車も田上で取得したものを県外に行ったときに、もし何か間違い、私の解釈が間違えであれば教えていただきたいと思いますが、県外に車を持っていたりすることもありますので、その辺の納税に関して違いがあったら教えてください。

総務課副参事（渡辺 聰君） 今のご質問で、室長がお答えした中で整理させていただきたいと思うのですが、まずこの今回減額をさせていただくシステム改修の部分につきましては、今マイナンバーカードで26業務、児童手当ですとか、介護保険の申請ですとか、そういうものをマイナポータルから申請を可能になっているのですけれども、それと田上町の住民基本台帳システムというものは直接連携を今までしてはいけないというルールがあったものですから、それをしないようにしておったのですが、そこを自動的に連携をするための補助だったのです。ですが、私ども、既存のシステムのところと前のものとの連携の部分では手動でやっておるのですけれども、その手動の部分で、あまり今回の自動連携ができなくなつたとしても、そういう支障はないだろうということの判断で、今回の補助のほうは受けないという判断をさせていただいたことで減額をさせていただいている。

それで、今中野議員からのご質問のところのQRコードでの軽自動車税と固定資産税の納付につきましては、それについてはこことは別の話として、QRコードでのお認めいただくことはできる状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

総務産経常任委員長（今井幸代君） よろしいでしょうか。ほかにご質疑ありませんか。

それでは、ないようですので、議案第10号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第11号を議題といたします。説明お願ひいたします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） それでは、議案書108ページのほうを御覧いただきたいと思います。議案第11号 令和4年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,326万2,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億667万4,000円とするものであります。

また、継続費の変更を行うものであります。今回の補正は、需用費の額の確定に伴い増減補正を行うものであります。

それでは、議案書111ページのほうを御覧いただきたいと思います。まず、継続費の補正ですが、システムリースの年割額の確定により、補正前としましては405万円、その内訳としましては、令和4年度については121万5,000円、令和5年度は283万5,000円でありましたが、補正後といたしましては総額を368万3,000円、その内訳といたしましては、令和4年度が110万5,000円、令和5年度は257万8,000円とするものであります。

続きまして、議案書114ページのほう御覧いただきたいと思います。歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道事業負担金でありますが、6万3,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。内容つきましては、新築に伴う下水道加入1件により、下水道受益者負担金を増額するものであります。

それから続きまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料でありますか、304万3,000円の増額をお願いするものであります。説明欄を御覧ください。内容につきましては、下水道使用料290万5,000円、滞納繰越分13万8,000円の増額をお願いするものでありますが、こちらにつきましては現年度使用料及び滞納繰越分の納付見込みにより、増額補正をお願いするものであります。

続いて、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金でありますか、129万円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧ください。内容につきましては、事業費の確定により社会資本整備総合交付金を減額するものであります。

それから、続きまして115ページのほうを御覧いただきたいと思います。4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金2,441万3,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、事業費の確定見込みにより整理のほうをさせていただいております。

それから、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金943万5,000円の増額をお願いするものであります。こちらにつきましては、繰越金の全額計上をさせていただきました。

それから、7款町債、1項町債、1目下水道事業債10万円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましては、公営企業会計適用債を減額するものであります。

ます。内訳につきましては、システムのリースの年割額の確定により減額をお願いするものであります。

それから、続きまして116ページのほうを御覧いただきたいと思います。歳出でございますが、確定見込みによりそれぞれの不用額のほうを計上させていただきました。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります、70万8,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。下水道事業でありますが、内容につきましては26節公課費ですが、消費税の関係により額が確定したことにより、増額のほうをさせていただいております。

続きまして、2項維持管理費、1目管渠維持費であります、191万7,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。下水道事業でありますが、内容につきましては、11節役務費40万3,000円ですが、こちらにつきましてはマンホールポンプ等の清掃の手数料の減額によるものであり、不用額のほうを整理させていただきました。

それから次に、12節委託料につきましては、134万9,000円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましては、汚水管渠清掃等業務委託の57万7,000円の減額、それから下水道台帳作成業務委託77万2,000円の減額、それぞれの請負差額によるものであり、不用額のほうを整理させていただきました。

次に、14節工事請負費につきましては、汚水管渠等補修工事の16万5,000円の減額についても請負差額によるものであり、不用額のほうを整理させていただきました。

続きまして、2目処理場管理費であります、604万9,000円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましても、それぞれ年度末を迎えるに当たり、不用額のほうを整理させていただいているところであります。説明欄のほう御覧いただきたいと思います。下水道事業でありますが、内容につきましては10節需用費203万8,000円の減額ですが、こちらにつきましては消耗品費で39万9,000円の減額、修繕料で163万9,000円の減額、それから12節委託料、次のページに続きますが、401万1,000円の減額によるものであります、不用額の整理のほうをさせていただきました。

それから、次に117ページのほうですが、2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費であります、590万3,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧ください。公共下水道事業の特環：汚水の関係であります、内容につきましては12節委託料459万3,000円の減額ですが、こちらにつきましては

下水道事業全体計画見直し業務委託としまして190万3,000の減額。それからストックマネジメント計画策定業務委託料としまして258万の減額。公営企業会計システム構築業務委託料としまして、11万円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましては、それぞれ請負差額によるものであり、不用額のほうを整理させていただきました。

続きまして、14節工事請負費77万円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましては、公共污水柵設置工事1件分の工事費で残額を減額したものによるものであり、不用額のほうを整理させていただきました。

それから、次に17節備品購入費につきましては、32万4,000円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましては、庁用車購入に伴う請負差額によるものであり、不用額のほうを整理させていただきました。

続きまして、公共下水道事業の公共：雨水の関係であります。内容につきましては、12節委託料21万6,000円の減額ですが、そちらにつきましては、次のページのほうに移りまして、118ページになりますが、雨水計画見直し業務委託の減額をお願いするものであります。こちらにつきましても、請負差額によるものであり、不用額のほうを整理させていただきました。

続きまして、3款公債費、1項公債費、2目利子でありますが、10万1,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。特環：汚水の償還金利子及び割引料の減額をするものであります。こちらにつきましては、利率確定による減額のほうをさせていただきます。

下水道事業特別会計につきましては以上のとおりとなります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

議事の途中ではありますが、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。まだ議案はこれも含めて4案件残っておりますけれども、休憩を取って、午後に再開するか、もしくはこのまま12時を過ぎても延長して、このまま最後まで議案審査を進めるか。延長してこのまま続けていきたいなというふうに思っているのですが、それでご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、12時を過ぎましても、このまま延長させていただきたいと思います。

議案第11号についてご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第11号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第12号を議題といたします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） それでは、議案書119ページのほうになります。議案第12号 令和4年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ430万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,219万2,000円とするものであります。

また、継続費の変更を行うものであります。今回の補正は、事業費の額の確定に伴い、増減整理のほうを行うものであります。

それでは、議案書のほうですが、122ページを御覧いただきたいと思います。継続費の補正でありますが、これもシステムリースの年割額の確定により、補正前としましては345万円、内訳としましては、令和4年度については103万5,000円、令和5年度は241万5,000円でしたが、補正後としては総額を313万9,000円、その内訳といたしましては、令和4年度が94万2,000円、令和5年度は219万7,000円とするものであります。

続きまして、125ページのほうを御覧いただきたいと思います。歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業分担金であります、27万7,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。その内容につきましては、新築2件に伴う農業集落排水の加入により受益者分担金を増額をお願いするものであります。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料であります、16万4,000円の減額をお願いするものであります。説明欄を御覧いただきたいと思います。内容につきましては、農業集落排水使用料32万2,000円の減額、滞納繰越分15万8,000円の増額をするものであります、こちらにつきましては、現年度分使用料及び滞納繰越分の納付見込みにより、増減額の補正をお願いするものであります。

続いて、3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金であります、893万円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。内容につきましては、事業費の確定見込みにより整理のほうをさせていただいております。

続きまして、126ページのほうを御覧いただきたいと思います。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金460万9,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほう御覧いただきたいと思いますが、こちらにつきましては繰越金の全額を計上させていただきました。

それから、6款町債、1項町債、1目下水道事業債10万円の減額をお願いするも

のであります。こちらにつきましては、公営企業会計適用債を減額するものであります。その内容につきましては、システムリースの年割額の確定により減額をお願いするものであります。

続きまして、127ページになります。歳出でございます。これも事業費の確定見込みにより、それぞれ不用額のほうを計上させていただきました。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。46万5,000円の減額をお願いするものであります。説明欄を御覧いただきたいと思います。集落排水事業でありますが、内容につきましては26節公課費、消費税の額が確定したことにより減額のほうをさせていただいております。

続いて、2項施設管理費、1目管渠維持費であります。156万3,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧ください。集落排水事業になりますが、内容につきましては10節需用費31万5,000円の減額ですが、こちらにつきましても、マンホールの口蓋等の修理の残額が見込めるところから、減額によるものであります。不用額を整理させていただきました。それから、12節の委託料につきましては、105万8,000円の減額を計上するものであります。こちらにつきましては、汚水管渠等清掃業務委託の31万3,000円の減額、それから集落排水施設台帳作成業務委託で74万5,000円の減額、それぞれ請負差額によるものであります。不用額のほうを整理させていただきました。それから、14節工事請負費につきましては、汚水管渠補修工事の19万円の減額についても請負差額によるもので、不用額のほうを整理させていただきました。

続きまして、2目処理場維持費であります。218万7,000円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましても、それぞれ年度末を迎えるに当たっての不用額のほうを整理させていただいているところでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。集落排水事業でありますが、この内容につきましては、10節需用費の修繕料で159万5,000円の減額。それから11節役務費として、次のページに移りますが、手数料で20万7,000円の減額。処理場維持管理業務委託で38万5,000円の減額によるものであります。不用額のほうを整理させていただきました。

それから、2款集落排水費、1項集落排水事業費、1目集落排水事業費であります。9万3,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧ください。集落排水事業ですが、内容につきましては12節委託料で9万3,000円。こちらにつきましては公営企業会計システム構築業務委託料として9万3,000円の減額

をお願いするものであります。こちらにつきましても、請負差額によるものであり、不用額のほうを整理させていただきました。

集落排水事業特別会計につきましては以上となります。よろしくお願ひします。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第12号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第17号を議題といたします。執行の説明を求めます。

地域整備課長（宮嶋敏明君） それでは、議案書164ページのほうを御覧いただきたいと思います。議案第17号 令和4年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）の関係でございます。今回の補正は、当初予算第3条に定めました収益的支出の予定額から351万6,000円の増額をいたしまして、水道事業費用の総額を2億6,809万7,000円とするものであります。

議案書の165ページのほうを御覧いただきたいと思います。収益的支出になりますけれども、1款水道事業費用、1項営業費用、5目その他営業費用の18万9,000円の減額ですが、こちらは一般会計に負担いたします水道会計の入件費分の補正となっております。

それから、続きまして2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税の370万5,000円の増額ですが、こちらにつきましては事業費の確定に伴い、消費税の増額をお願いするものでございます。

水道事業会計につきましては以上となります。よろしくお願ひします。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第17号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

まずは、承認第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号について討論に入れます。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第4号について討論に入ります。ご意見ある方、ご発言に願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案

のとおり決定いたしました。

続いて、議案第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

これで町長提案の議案については全て終了いたしました。

それでは、執行部の皆さん、お疲れさまでした。

請願の審査が残っておりますので、一旦休憩を取りまして、自席にお戻りいただ

きますよう願います。ここで暫時休憩いたします。

午後零時12分 休憩

午後零時15分 再開

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、これより請願第2号を議題といたします。

この件につきましては、高橋議員が紹介議員になっておりますので、説明をお願いいたします。

14番（高橋秀昌君） 皆様、お疲れさまです。昨年も出たかと思いますが、最低賃金を大幅に引き上げることを求める請願書であります。請願書自体は、皆さんのが読んでおられると思いますので省略したいと思いますが、私自身がここで注目したのは、皆さんのところにA3の資料が行っていると思いますが、最低生活費試算調査・総括表というのが行っていると思いますが、全国28市区の調査結果で、驚いたことに北は北海道から、南は鹿児島県までの1か月の必要な経費、最低生活経費という点がほぼ同じだったという、そういうことで驚きを持っておりました。しかも、単に各県に1人とか2人を調査したのではなく、最低生計費調査の回収サンプル数を御覧いただければお分かりいただけると思いますが、例えば新潟県でも715、静岡県などは1,670のサンプルも取っているという実態であります。こうしたことから、この資料が結構信憑性があるなというふうに受け止めまして、ぜひ当議会でも請願を採択していただきたく、紹介議員として紹介させていただきまして、発言を終わります。

以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、請願第2号に対する質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。請願第2号の採択に反対の方の討論を許します。

本案件の討論を行いたいため、渡邊副委員長と交代いたしますので、よろしくお願ひいたします。

（委員長、副委員長と交代）

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 委員長に代わって職務を行います。

請願第2号、採択に反対の方の討論を許します。

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、私は反対の立場から討論をさせていただきます。

今回いただきました請願、「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願でありますけれども、請願の趣旨等は非常に理解できるところはあります。

しかしながら、請願項目となっております項目というのは、最低賃金法を全国一律賃金制度に改正すること、また地域別最低賃金を1,500円以上を目指すことというふうになされております。最低賃金の引上げに関しましては、企業経営と労働者賃金とのバランスを保ちながら進めることが重要であるというふうに考えております。

最低賃金1,500円、時給1,500円というのは、現状の新潟県の最低賃金から考えれば大幅な引上げ、また全国一律の制度というところに関しましても、経営基盤が脆弱な中小企業に、中小零細企業には非常に大きな影響を与えることが懸念されます。こういったところに関しましては、慎重な議論の判断が必要になるのではないかというふうに捉えています。

経済情勢が新型コロナですか、ロシア、ウクライナ等で非常に厳しい情勢の中、企業の企業経営と雇用とを守ることを最重要優先課題とする中で、これらの特に最低賃金等に関しては各地の地方最低賃金審議会において慎重に議論を行うことも必要ではないかというふうに考えております。そういったところから、請願に関しましては不採択すべきものと捉えております。

以上です。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 請願第2号の採択に賛成の方の討論を許します。
13番（関根一義君） 私は、請願に賛成の立場で討論に参加をいたします。

ただいま今井委員から請願に反対する意見がありましたけれども、今井委員が申し述べております地場賃金との比較において云々というのは、私もそういう配慮は否定しません。そういう実態があるということについても想定しておりますので、否定をしません。しかし、私はここで賛成の意見を声を大にして申し上げたいのは、今現在、日本の労働者の最低賃金をどう考えるのかというところに立脚すべきだというふうに私は考えています。請願の趣旨のところにもありますように、最低賃金の考え方については、全国の調査に基づく生計費の実態を踏まえるものでなければならないという主張でありますけれども、私もそのとおりだと考えております。東

京と我々新潟の生計費の差がどのくらいあるのかということについても、ちまたで言えば、それは東京のほうが生計費が高いだろうと、こういうふうな風潮がありますけれども、しかし現実を見てみると生計費に大きな差はないということからしたら、私はこの生計費の保証を勝ち取る、最低賃金一律制定というのは当然だろうというふうに思っております。

2つ目に私が主張したいのは、いろいろ私もこの請願の討論に参加するに当たって調べてみましたら、こういうことが出てまいりました。先進7か国において最低賃金制度というのはどうなっているのかということについて見てみましたが、一律制度を導入していないのは先進7か国においてはカナダと日本だけだと、こういう実態が明らかになりました。私は、日本の現状から考えても、先進7か国に横並びするような、そういう理念というのは最賃制の確立においても踏襲すべきだろうというふうに考えておりまして、私はぜひともこの請願については採択をし、そして全国一律の最賃制を確立することを強く求めたいと思います。

なお、また最賃制が確立されたからといって、それぞれの地域が統一した最低賃金制でなければならないというふうなことは、そこまではうたっていないわけです。最賃制を確立することは、最賃制の制度でありますから、それぞれの地域の実情において上乗せをすることについては、それは容認できるはずだと思いますので、そのように捉えていますので、ぜひこの請願について皆さんの賛同をいただきたいと思います。

以上です。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。本案は採決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 起立多数であります。よって、請願第2号は採択と決定しました。

（副委員長、委員長と交代）

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、本委員会から発案する意見書の案を配付願います。

（意見書（案）配付）

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、意見書（案）がお手元に届いたかと思います。内容を確認していただきまして、こちらでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、異議がありませんので、この意見書の内容で本会議に提案をいたします。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了となります。
以上で閉会といたします。長時間にわたり皆さん、大変お疲れさまでした。

午後零時28分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年3月8日

総務産経常任委員長 今井幸代

総務産経常任副委員長 渡邊勝衛